

# 令和7年度 沖縄市中学生海外短期ホームステイ派遣業務委託 概要仕様書

## 1. 名称

令和7年度 沖縄市中学生海外短期ホームステイ派遣業務

## 2. 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

## 3. 提案上限額

3,380,000円(消費税および地方消費税を含む。)

※ この金額は契約金額を示すものではない。

## 4. 業務について

### (1) 業務の目的

国際化の進展に伴い、広い視野をもち、異なる文化をもった人々とともに協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められており、沖縄県においては「沖縄21世紀ビジョン」の具現化の一つとして、「英語立県沖縄」を推進している。

沖縄市は「国際文化観光都市」を宣言して、中部地域を含む沖縄県の観光基地として、人びとの交流の街、国際間の学術・文化交流の街、さらにスポーツの交流を基調としたまちづくりを目指しており、それを担う次代の人材育成に取り組んでいるところである。

そこで、生徒の語学への興味関心や学びの意欲をさらに喚起し、異文化理解や国際理解を更に深めることを目的として中学生対象に行われる海外短期ホームステイ派遣事業を安全・円滑に実施できるよう受注型企画旅行を委託する。

### (2) 業務の内容

12月2日(火)～12月12日(金)の11日間で、オーストラリア連邦に対象派遣生徒(2名)と随行員(1名)を派遣し、派遣業務の管理運営及び指揮をとること。

また、保護者説明会、事前・事後研修、現地目的地、日程、移動手段、宿泊、旅程、旅程の安全管理、旅行の企画提案、その他本事業受注に必要な事項等を行うこと。

## 5. 仕様について

### (1) 目的地

オーストラリア連邦

旅程企画は、最低限、以下の内容を含めたものとする。

- ①現地オーストラリア連邦において、現地校での英語語学研修とともに、外国・異文化の国の方とコミュニケーションをとる手法の実践の場を提供する。
- ②地域の方々と交流し、外国文化への理解や日本・沖縄の文化や歴史を紹介する等、相互理解を深める。
- ③その他、派遣生徒に異文化体験・外国生活体験に資する独自プログラム等を実施する。

### (2) 日程

保護者説明会：令和7年10月下旬

事前研修：出発前に2回程度

派遣期間：令和7年12月2日（火）から令和7年12月12日（金）の11日間

事後研修：帰国後2回程度

### (3) 参加人数

- ①沖縄市内中学生2名

### (4) 移動手段

- ①那覇空港を起点として集合及び解散する。
- ②近年の国際情勢等を鑑み、使用する航空会社や交通機関、派遣に関する補償保険等には最大限考慮し、信頼と実績のあるものを選定すること。
- ③天災や特別な理由により航空便等の状況で止むを得ず派遣予定の期間内から日程がずれる場合は、事前に調整すること。※搭乗者は必ず同一便とする。

### (5) 宿泊施設の条件

- ①派遣生徒はホームステイ方式（ホストファミリーと日常生活を行う形式）にて対応する。
- ②ホームステイ先はブルーカードの登録を受けているなど、安全・安心な、環境面に配慮されたものとする。
- ③ホストファミリーとの会話の機会を多く持てるよう派遣生徒は1名1ホストファミリーとする。

## (6) 食事に関して

- ①派遣生徒は主にホームステイ方式（ホストファミリーと日常生活を行う形式）などの手法にて対応する。

## (7) 旅程の安全管理

- ①派遣前に、派遣生徒及び保護者に対して説明会を実施し、ホームステイの心得やパスポート・ビザ取得・保険加入など旅行に際し必要な事項について、説明及びサポートを行う。
- ②参加者には団体旅行保険等を掛け、特約及び内容を明記すること。
- ③実施業者は、派遣生徒や引率者の安全対策等のため、現地情報を収集して早急に対応できるような実施体制等を設け、安全管理について十分に対応すること。
- ④ホームステイ受け入れ側には、飲酒や喫煙、未成年者及び日本国法で許されない事由について、派遣生徒に勧めないよう十分配慮した行動を求めること。
- ⑤傷病者が発生した場合を想定し、延泊・帰沖を含む、交通手段・宿泊施設の確保を想定すること。
- ⑥傷病者対応による追加料金は、事前契約に含めることが出来ないため、事案発生時に受託者と本市にて協議すること。
- ⑦随行員は派遣生徒に帯同し、派遣生徒の心身の状況を確認・管理するとともにホームステイファミリーとも連携をとること。

## (8) 進行管理

受託者は、常にこの契約における業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るように努めなければならない。

## 6. 支払いに関して

- ①本契約は概算契約である。原則として、支払額の上限は契約額とする。
- ②委託費の支払い方法は、受託者の正当な請求書の提出日から30日以内に支払う。
- ③業務の完了前であっても業務の準備や遂行に要する費用については事前に調整の上、前払い金として発注者に請求することができる。  
2. 事前の請求があった場合、前項を準用する。
- ④本委託業務が終了し、委託契約金額が確定した結果、受託者に交付された委託料に返還額が生じたときは、受託者は委託者の求めに応じ、速やかに委託料を返還する。

## 7. 納入すべき成果品・提出・報告

- (1) 受託者は随時、委託者の求めに応じ、その実績資料（工程表、写真等記録、金額の内訳等）を速やかに提出すること。金額に関しては事前事後研修費、現地研修費、諸経費、航空賃、宿泊代、食事代、渡航ビザ料、保険料等を表示すること。
- (2) 本業務で整えた資料、報告書及び支出に係る領収書等は、事業終了後5年間厳重に保管し、提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (3) 現地での活動記録として随行員による写真等記録を行い提出すること。

## 8. 疑義の解釈

本委託契約において、この仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、本市と協議のうえ処理すること。

## 9. 再委託の禁止

受託者は、委託業務の処理を第三者等に委託、又は請け負わせないこと。ただし、書面により本市の承諾を得たときは、この限りでない。

## 10. 情報の守秘義務

- (1) 受託者は、本契約の履行に際して知り得た個人情報、業務内容を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 前号に規定する義務は、契約終了後も有効存続するものとする。

## 11. 法令の厳守

業務の遂行にあたっては、関係法令等を厳守すること。